

こうち労政情報

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画2018年
9月号人材確保・生産性向上のための
働き方改革セミナー

無料

9月26日(水)13:30~15:40
四万十市 中村商工会館 3階 会議室9月27日(木)13:30~15:40
高知市 サンピアセリーズ 2階 コーラルホール講師 油井 文江氏
内閣府地域働き方改革支援チーム構成員

■セミナーの内容

人材確保・生産性向上のための働き方改革の
必要性や取組手法について、わかりやすくお
話します。

■お問合せ・お申込み先

アビリティセンター株式会社 高知家
事業推進室
☎088-872-1204平成30年度
後期技能検定試験

働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度です。

受付期間：平成30年10月1日(月)~10月12日(金)

料 金：実技17,900円以内、学科3,100円

※年齢や職種・受検対象者により異なります。

出願方法：持参、郵送(消印有効)

※本人確認書類(写し)、受験手数料を添えて提出してください

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、35歳未満の方が技能検定を受ける際の技能検定受験手数料(実技試験)を一部減免しています。

対象や受験料などの詳細は、お問い合わせください。

申し込み・問い合わせ先

高知県職業能力開発協会

〒781-5101

高知市布師田3992-4

高知県立地域職業訓練センター内

TEL:088-846-2300

「高知県ワークライフバランス推進企業」新規認証企業のご紹介

県では、男女が共に働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「高知県ワークライフバランス推進企業」として認証し、その取組を支援しています。平成30年8月に認証した新規認証企業をご紹介します。



【認証番号】会社名等

取組内容

【227】 健康経営部門

株式会社 清水新星

高知市池1402番地

- ◆従業員全員の健康管理に取り組み、検診受診率100%を目指している。
- ◆全従業員を対象にストレスチェックを実施している。
- ◆健康づくりに関する研修を実施している。

お問合せ先

商工労働部雇用労働政策課 労政担当 電話：088-823-9763

事業主の皆様へ

平成30年度「職場体験講習」受入事業所☆募集中！



高知市帯屋町のアーケード内にある「ジョブカフェこうち」では、39歳以下の求職者を対象に、5日間企業で仕事を体験する「職場体験講習」を実施しています。（平成29年度までは「しごと体験講習」として実施）

講習終了後、企業と求職者の合意があれば、雇用となる可能性がある制度です。正社員を募集したい事業所の皆様、まずは受入事業所登録をお願いします。

- ★講習期間は事業所と受講者の雇用契約はありません。
- ★体験前の企業見学の受け入れにもご協力をお願いします。

ジョブカフェこうち ☎ 088-802-2025 スタッフが説明に伺います！

・企業には指導料が支給されます。

1,000円/日・人

・受講者には1日の講習時間に応じて講習手当が支給されます。

4時間未満 **2,950円/日**

4時間以上～8時間以内 **5,900円/日**

平成30年度（第69回）全国労働衛生週間のお知らせ

週間

10月1日～7日

準備期間

9月1日～30日

全国労働衛生週間に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

こころとからだの健康づくり
みんなで進める働き方改革

準備期間中に実施する事項 下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

- (ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (イ) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- (ウ) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (エ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (オ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- (カ) その他の重点事項

職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進、職場における受動喫煙防止対策の推進、熱中症予防対策の徹底

イ 労働衛生3管理の推進等

- (ア) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (イ) 作業環境管理の推進 (ウ) 作業管理の推進
- (エ) 健康管理の推進 (オ) 労働衛生教育の推進
- (カ) 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (ク) 職場における感染症に関する理解と取組の促進

ウ 作業の特性に応じた事項

粉じん障害防止対策の徹底、電離放射線障害防止対策の徹底、騒音障害防止対策の徹底など

エ 東日本大震災及び平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

労務改善 Q&A

〈No.46〉

Q. 年次有給休暇の取得率向上について

法改正により、年休を取得させることが使用者の義務になったとのことです。当社では従業員の年次有給休暇の取得率が良くありません。取得率向上のためには、どのような方策があるのでしょうか。

A. 年次有給休暇の計画的付与制度を導入されてはどうでしょうか。

労働基準法が改正され、年休付与日数が10日以上労働者に対し、最低5日の年休を取得させることが使用者に義務づけられましたが(平成31年4月1日施行)、このことに対応するだけでなく、より積極的な年休の取得率向上に取り組むため、「年休の計画的付与制度」を導入し、計画的に年休を取得させるようにしてはどうでしょうか。この制度では、年休のうち5日を超える部分について、①一斉付与方式②交代制付与方式③個人別付与方式などの方式により計画的に取得させることができます。

導入にあたっては、就業規則の変更や労使協定の締結が必要となりますので、計画的付与の対象者や具体的な方法など詳細については、社会保険労務士や組合等とも十分な協議を行うようにしてください。

年休取得率の向上により、従業員がほどよく休むことでその私生活は充実し、仕事に対するやる気も出て、作業効率も上がるという好循環が期待できます。また、このことは、ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の実現だけでなく、企業イメージも高まり、優秀な人材の確保にもつながるなど、企業にとってもメリットが大きいと思われるので、ぜひ、ご検討ください。

高知県労働委員会 〒780-0850 高知市丸ノ内2-4-1 県庁北庁舎4F

☎ 088-821-4645

お気軽にご相談ください！

